



## 役場で一緒に働きませんか？ 役場総務課 臨時職員を募集します

役場総務課では、一般事務補佐員を募集します。

応募資格	簡単なパソコン操作ができる方
職務内容	一般事務補佐
勤務期間	令和2年1月1日(水)～3月31日(火) (土・日曜日、祝日、1月1日～3日を除く)
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分(休憩60分)
勤務場所	鳩山町役場 総務課
募集人員	1人
時給	930円(雇用保険加入、通勤手当なし)
採用の決定	書類・面接により採用者を決定します
申込期間	令和元年12月2日(月)～12月18日(水)
申込方法	履歴書をお持ちの上、役場総務課(役場庁舎2階)まで
問合せ	総務課 秘書・総務担当 ☎ 296-1214

## 「マイナンバー確認、本人確認、これ一枚」 申請手続きはお早めに！ マイナンバーカード取得に関する相談を受付けています

勤務先や金融機関へのマイナンバーの提出には、一枚でマイナンバー提示と身分証明ができるマイナンバーカードが便利です。今後、国ではマイナンバーカードに保険証の機能を追加するなど、マイナンバーカードの活用先はますます広がっていきます。

マイナンバーカードを取得する場合、申請からマイナンバーカードの取得まで1か月ほどかかります。

申請件数が増えるにつれて、申請から取得までの日数がさらに増えることが予想されます。ぜひ、今のうちにマイナンバーカードを取得しましょう。

なお、マイナンバーカードの申請方法や取得後の受取

りについては、休日も臨時開庁(マイナンバーカードに関する内容のみ)しています。お気軽にご相談ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

### 12月の予定

#### ◆申請後の受取りや取得等に関する相談

##### ■日時

〈平日〉4日(水)、18日(水) 午後5時15分～7時

〈休日〉8日(日)、28日(土) 午前9時～正午

■場所 役場町民健康課(役場庁舎1階)

## 認知症普及啓発コラム 認知症の人の気持ちを考える

先月号までお伝えした、国が策定した「認知症施策推進大綱」には、『認知症であってもなくても、周囲や地域の理解と協力の下、本人が住みなれた地域で尊厳が守られながら自分らしく暮らし続けていくことができる社会をつくる』ことが大切であると示されています。今回は、認知症の人にとっての安心感や幸福感など、心がプラスになる要素についてお伝えします。

イギリスの心理学者トム・キットウッドによれば、認

知症の人は「①ありのままの自分を尊重して欲しい、②慣れ親しんだ人のそばに居たい、③仲間に入りたい、④役割を持ちたい、⑤寂しさを和らげてほしい」という心理的欲求を持っています。周囲の人がこうした気持ちを尊重することは、認知症の人の安心感や幸福感を高めるうえでとても重要です。皆さんも認知症の人が安心して暮らせる社会をつくっていきけるように考えてみませんか？

■問合せ 町地域包括支援センター ☎ 296-7700

## 対象の方はご利用ください 3つの医療費支給制度

### こども医療費支給制度

お子さんが医療保険制度で診療を受けた場合に、保険診療による一部負担金を支給します。なお、健康保険組合等から支給される高額療養費や附加給付金、他の法令等による給付がある場合は、その額を控除した支給となります。

■対象 中学校修了前まで(15歳到達後最初の年度末まで)の各種健康保険制度に加入しているお子さん

### ひとり親家庭医療費支給制度

ひとり親家庭(母子・父子)等の皆さんが、医療保険制度で診療を受けた時、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。

■対象 ひとり親家庭、もしくは両親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等と子ども(18歳になった年の年度末まで。なお、子どもに障がいがある場合は20歳まで支給されます)

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

### 重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が、医療機関などで受診した際の医療費の一部負担金を助成する制度です(所得制限あり)。

■対象 身体障害者手帳の1級から3級、4級(一部)所持者、療育手帳のA、A、B所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、65歳以上で長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の障がい認定を受けた方

※65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成の対象となりません。

上記の制度は、保険外費用(健康診断、予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代等)や学校等でのけがなどにより災害給付金(スポーツ共済)が支給される場合は「支給対象外」となります。また、加入されている健康保険からの附加給付金や高額療養費が支給

される場合はその額を控除して支給します。

「こども医療費支給制度」及び「重度心身障害者医療費支給制度」については、鳩山町協定締結医療機関等で受診された場合、保険証と受給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

ご協力をお願いします

## 障がい者福祉計画、高齢者福祉総合計画策定に伴うアンケート調査を実施します

町では、障がい者施策を総合的に推進していくための「鳩山町障がい者福祉計画」と、高齢者福祉や介護保険事業を計画的に推進していくための「鳩山町高齢者福祉総合計画」の次期計画(令和3年～5年度)を策定します。

今回、この計画を策定するための基礎資料として、無作為抽出によるアンケート調査を11月～12月の間で行います。よりよい計画が策定できるよう、皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、調査対象者は、以下のとおりです。

### 対象者(障がい者福祉計画)

◆各年代別(20歳以上)に無作為抽出した方

◆平成31年4月1日身体障害者手帳・知的障害者手帳・精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方

■問合せ 役場長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当 ☎ 296-1241、FAX296-3390

### 対象者(高齢者福祉総合計画)

◆65歳以上の方(要介護認定者を除く)で無作為抽出をした方

◆要介護・要支援等認定者(介護保険施設入所者を除く)の方

◆介護保険施設に入所している方

■問合せ 役場長寿福祉課 介護保険担当 ☎ 296-1210、FAX296-3390